

■ 2004年6月6日(日曜日)

6月は
「男女共同
参画月間」

自分らしく輝く 社会を目指して

少子高齢化などが進展する中で、将来にわたり豊かで活力ある社会を築いていくためには、女性も男性も性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現していく必要があります。

6月は「男女共同参画月間」です。

この機会に、男女共同参画社会の実現に向けた県の取り組みをご紹介します。

県の取り組み

本県は、女性の就業率や夫婦共働きの割合が高いなど、女性が地域社会の発展に大きな貢献をしています。

しかしながら、大事な意思決定の場への女性の参加が少なかったり、「男は仕事、女は家庭」というような性別による役割の決めつけなど、まだまだ多くの課題があります。

そういうさまざまな課題を解決するため、県では、県の取り組みの基本となる「ふくい男女共同参画プラン」(平成14年4月策定)、県や県民、事業者の責務を明らかにした「福井県男女共同参画推進条例」(同年11月施行)、「女性の元気が福井の元気」を掲げる『福井元気宣言』などに基づいて、県民や事業者の皆さん、市町村と連携しながら、男女共同参画社会の実現に努めています。

これって当たり前ですか??



「気づく」ことから始めましょう。

男女共同参画意識の普及

県民や事業者の皆さんに、男女共同参画について考えていただくため、地域別の研修やテーマ別の大会などを開催しています。

男女共同参画推進員

地域での男女共同参画意識の普及啓発に積極的に取り組んでいただく方を委嘱しています。

■ 男女が輝くふくい推進大会

家庭・地域・職場のあり方について、地域ぐるみで考える大会を、上中町(10月)と春江町(12月)で開催する予定です。

■ 次世代リーダー交流フォーラム

公募した実行委員15人の自主企画により、若い世代の方々の交流を目的としたフォーラムを11月に県生活学習館(ユウ・アイふくい)で開催します。

■ ふくいきらめきフェスティバル'04

男女共同参画月間の記念行事として、講演会や、女性団体の活動発表を、6月11日(金)～12日(土)、県生活学習館で開催します。

県民の皆さんへの情報発信

男女共同参画に対する意識を深く理解していただくため、公募による「ふくいきらめきリポーター」が企画・編集する情報紙「To you」を年4回発行しています。お近くの公民館・図書館・病院・公共施設などでご覧いただけます。

また、女性のチャレンジを支援するホームページや女性の活動事例などを提供するメールマガジンの発刊も予定しています。

きらめきリポーターから

男女共同参画を自分たちの身近な問題として関心を持ち、考えていただくきっかけとなるような、楽しい誌面づくりを目指します。



編集会議中の
ふくいきらめきリポーターの皆さん
(5月26日、県生活学習館)



15年度発刊の「To you」

人材育成・研修

■ ゆう・あいカレッジの開講

女性が社会のあらゆる分野に参画するための知識と能力を身につけるとともに、男女がお互いを理解し、協力し合えることを目指した講座・セミナーを開講しています。

「男女が共に学ぶコース」

広く県民に意識の改革や啓発を図ることを目的とした、男女がともに学ぶセミナーです。

「男性コース」

男性の意識改革と家庭や地域における自立について気づいていただくための講座です。地域の団体などに講師を派遣する出前方式で実施します。

「女性のエンパワーメントコース」

女性が社会参画の能力を身につけ、あらゆる社会領域において自立するため、女性のエンパワーメント(よりよい社



男女共同参画推進リーダー
養成講座基礎コース
(5月20日、県生活学習館)

会へ変えていく力)を図ることを目的とした講座です。

「男女共同参画推進リーダー養成講座」

職場、学校、地域における活動を指導推進する人材を養成するための講座です。基礎コース、出前方式による企業コース、政策・方針決定過程に参画できる人材「ふくいソフィア」の養成コースなどを設けています。

講座の日程、内容などは、
県生活学習館 電話0776(41)4200
までお問い合わせください。
ホームページでも紹介しています。
(URL <http://www.manabi.pref.fukui.jp/you-i/>)

■ 海外調査派遣事業

男女共同参画の推進に積極的に取り組むグループを海外に派遣し、政治、職場、教育などの先進的な制度や運営の実態について調査研究を行います。

また、来年2月には、派遣報告を兼ねたグローバルシンポジウムを開催し、国際的な視野を持った人材の育成を図ります。

なお、今年度の派遣者を、6月25日(金)まで募集しています。[郵送の場合当日消印有効]



DV (ドメスティック・バイオレンス)の防止

DVとは、夫婦や恋人など親密な関係にある人からの身体的、性的、精神的な暴力のことです。男女共同参画社会を実現するためには、DVの解決も重要な課題です。

県では、配偶者などからのあらゆる暴力をなくすことを目指し、関係機関による連絡会議や防止啓発キャンペーンを行うとともに、被害者を支援するボランティアの養成などにも取り組んでいます。

また、生活学習館、総合福祉相談所、健康福祉センター、各警察署などに相談窓口を設けています。暴力を受けたり、暴力を受けている事例を見つけたときには、お近くの相談機関にご相談ください。

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、誰もがその人らしく、自分らしく生きていける「元気な社会」です。

このような社会の実現に向けて、県民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

詳しい内容は、県のホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

(URL <http://info.pref.fukui.jp/danken>)

この記事に関するお問い合わせは、

県男女参画・県民活動課 電話0776(20)0319

までどうぞ。